

生 活 保 護

本事業の窓口は、

「福祉共生部共生社会推進室生活支援課」

☎559-5074 FAX562-1294 です。

1. 生活保護

生活保護は、憲法第 25 条に規定する理念にもとづき「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するとともに、世帯の自立を助けることを目的とした制度です。

(1) 保護の要件

生活保護を受けるためには、その人がもっている能力に応じて最善の努力をすることが先決であり、次のような努力をしてもなお最低生活が営まれない場合に、はじめて「その困窮の程度に応じ、必要な保護」が行われます。

- ① 利用し得る資産の活用を図る（預貯金、生命保険、土地、貴金属、その他処分価値のあるものや利用し得るもの）
- ② 稼働能力の活用を図る（世帯内で健康な人は就労により働く能力を充分活用する）
- ③ 扶養義務者からの援助を図る（民法に定める扶養義務により、親、子、兄弟姉妹等からできる限りの援助を受ける）
- ④ 他法や他施策の利用の促進（年金等最低生活を充足させるための給付や扶助の活用を図る）

(2) 保護の内容

生活保護の基準（最低生活費）は、厚生労働大臣の定める基準により、年齢・家族数・世帯構成等に基づいて算定し、その世帯の全収入（金銭又は物品）と比べて不足する分が援助されます。

最低生活費と収入との対比

	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">最 低 生 活 費</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"> { 収入が最低生活費を下回るため、その不足分 } { のみ保護が受けられます。 } </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">収 入</td> <td style="text-align: center; background-color: #f8d7da;">保 護 費</td> </tr> </table>	最 低 生 活 費		{ 収入が最低生活費を下回るため、その不足分 } { のみ保護が受けられます。 }		収 入	保 護 費
最 低 生 活 費							
{ 収入が最低生活費を下回るため、その不足分 } { のみ保護が受けられます。 }							
収 入	保 護 費						
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">最 低 生 活 費</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"> { 収入が最低生活費を上回るため、保護は受 } { けられません。 } </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">収 入</td> </tr> </table>	最 低 生 活 費		{ 収入が最低生活費を上回るため、保護は受 } { けられません。 }		収 入	
最 低 生 活 費							
{ 収入が最低生活費を上回るため、保護は受 } { けられません。 }							
収 入							

(3) 生活保護の種類

生活保護には次の 8 種類があります。

生活扶助……衣、食、光熱水費等

住宅扶助……家賃、地代、家屋補修費等

教育扶助……教材費、学校給食費、通学のための交通費等

医療扶助……診察、薬剤、治療材料、通院費等

介護扶助……居宅介護費、施設介護費等

出産扶助……分娩料、衛生材料費等

生業扶助……技能修得費、就職支度金、生業費、高等学校等就学費等

葬祭扶助……火葬料、埋葬料等

なお、これらの他に被服費、家具什器費、入学準備金など必要に応じ特別に支給されるものがあります。

(4) 保護の手続

要保護者の申請に基づき、必要な調査の後、福祉事務所長が決定します。